

【ドイツ】新型コロナウイルス感染症予防のための法改正

海外立法情報課 山岡 規雄

* 新型コロナウイルス感染者数の増加に対応し、また、秋以降の季節的な要因による感染症の拡大のおそれに対処するため、ドイツにおいて、感染症防護法等の改正が行われた。

1 法改正の経緯

ドイツにおいても、感染力が強いとされるオミクロン株の派生型の BA.4 及び BA.5 のまん延により、2022 年 6 月頃から新型コロナウイルスの感染者数が増加した。こうした状況を受け、連邦保健省は、季節的な要因による秋以降の感染者増を予防する方策として、医療品の確保、効果的な予防接種の推進及び感染症の影響を受けやすい人々の保護の強化を目的とする計画を策定した。この計画を実施するため、感染症防護法¹、社会法典第 5 編²等を改正する法律案が、2022 年 7 月 5 日、連邦議会に提出された。

委員会審査中の 2022 年 8 月 24 日に、連邦政府は、与党会派の修正案の起草補助 (Formlierungshilfe)³ を決定し、これに基づき、同年 10 月以降のマスク着用義務等に関する具体的な行動制限措置が法律案に追加された。委員会で修正された法律案は、同年 9 月 8 日に、連邦議会で可決され、同月 16 日に連邦参議院の同意を得、大統領の認証を経て公布された。

2 改正の主な内容

(1) 感染症予防対策関連の法規命令の効力の延長

コロナウイルス検査令⁴及びコロナウイルス予防接種令⁵の根拠規定 (社会法典第 5 編第 20i 条) について、連邦保健省による法規命令の制定期限を 2023 年 4 月 30 日まで延長する改正が行われ、同時にコロナウイルス予防接種令の有効期間を 2022 年 12 月 31 日まで延長する改正が行われた (同令第 7 条)。

(2) 感染動向監視のための定点調査

感染症の感染動向の監視の効果を高めるため、ロベルト・コッホ研究所⁶と州が、調査対象者の同意を得て、特に検査とアンケートを通じて定点調査 (Sentinel-Erhebung) を実施し、特定の地域において下水調査を行うための根拠規定が設けられた (感染症防護法第 13 条第 2 項)。

(3) 要介護者等のための対策

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022 年 10 月 11 日である。

¹ Infektionsschutzgesetz vom 20. Juli 2000 (BGBl. I S.1045)

² Das Fünfte Buch Sozialgesetzbuch – Gesetzliche Krankenversicherung – (Artikel 1 des Gesetzes vom 20. Dezember 1988, BGBl. I S.2477, 2482)

³ 「起草補助」とは、連邦政府が連邦議会の立法活動について行う補佐業務であり、議員からの質問に対する回答を通じた間接的な補佐の場合もあれば、今回のように直接、修正案を起草する場合もある。„4 Sonderfall: Formulierungshilfen der Bundesregierung für den Bundestag.“ Bundesregierung website <https://www.verwaltung-innovativ.de/DE/Gesetzgebung/Projekt_eGesetzgebung/Handbuecher_Arbeitshilfen_Leitfaeden/Hb_vorbereitung_rechts_u_verwaltungsvorschriften/Teil_IV_Vertiefte_Betrachtung/4_Sonderfall_Formulierungshilfen/4_Sonderfall_Formulierungshilfen_node.html>

⁴ Coronavirus-Testverordnung vom 21. September 2021 (BAnz AT 21.09.2021 V1)

⁵ Coronavirus-Impfverordnung vom 30. August 2021 (BAnz AT 31.08.2021 V1)

⁶ ロベルト・コッホ研究所 (Robert Koch Institute: RKI) は、疫学調査・予防及び生物医学研究を任務とする連邦機関である。„Das Robert Koch-Institut.“ RKI website <https://www.rki.de/DE/Content/Institut/institut_node.html>

要介護者等の感染予防措置を強化するため、州政府は、法規命令により、介護施設等について、衛生対策設備の最低基準、衛生担当要員の配置・研修、施設の職員に対する感染症予防に関する指導等に関する措置を定めなければならないとされた（感染症防護法第 35 条第 3 項）。

(4) マスク着用義務

2022 年 10 月 1 日から 2023 年 4 月 7 日まで、連邦全土で、遠距離の公共交通機関（バス及び鉄道）の乗客・乗務員等（14 歳以上⁷）、医療機関、介護施設等の従業員に対し、FFP2 マスク（米国規格の「N95」に相当する微粒子の捕集に優れたマスク）又はこれに相当するものの着用義務が課される⁸（感染症防護法第 28b 条第 1 項第 1 文）。従来マスク着用義務が課されていた航空機について当初の法律案は着用義務を維持していたが、委員会における修正の結果、連邦政府は法規命令により乗客・乗務員等に対し FFP2 マスク若しくはこれに相当するもの又は医療用マスクの着用を義務付ける権限を有するとする規定を設けることとなった（同項第 2 文）。すなわち、原則として着用は義務ではなくなったが、感染状況が悪化した場合には、連邦政府の判断により義務付ける可能性があるということである⁹。

また、2022 年 10 月 1 日から 2023 年 4 月 7 日まで、州は、①複数の人が滞在する一般の立入りが可能な屋内の空間、②公共交通機関（その乗客について）、③ホームレスの宿泊施設等において、医療用マスク又は FFP2 マスク若しくはこれに相当するものの着用を義務付けることができることとされた¹⁰（感染症防護法第 28b 条第 2 項）。

(5) 就学児童の取扱い

感染した場合又は感染の疑いがある場合に教育活動等が制限される感染症に新型コロナウイルス感染症を追加する改正が行われた（感染症防護法第 34 条）。同条は、教育活動等への復帰に際して医師の診察を要することを原則としていたため、感染の疑いのある児童が医師の診察を受けない限り登校することができなくなるおそれがあるという意見が公聴会等において小児科医の団体等から出された¹¹。その結果、当初の法律案が修正され、新型コロナウイルス感染症に関しては検査キットで陰性となった場合にも登校を認める規定が追加されることとなった。

また、2022 年 10 月 1 日から翌年 4 月 1 日までの間、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、教室での授業活動維持のために必要な範囲内で、州は、第 5 学年以上の生徒に対し学校等におけるマスク着用を義務付けることができるものとされた（感染症防護法第 28b 条第 3 項）。

(6) その他の行動制限

(4) 及び (5) でも見られるように、連邦全土で一律に適用される行動制限措置は少なく、多くの点で状況に応じた州の判断に委ねる形となっている。公共の場における対人間隔の確保や屋内施設における入場者制限についても、地域の医療体制の機能不全の危険があると州議会が判断した場合、これらの措置をとることが可能となっている（感染症防護法第 28b 条第 4 項）。

⁷ 6 歳以上 14 歳未満の乗客に関しては、FFP2 マスク若しくはこれに相当するもの又は医療用マスクの着用が義務付けられる。FFP2 マスクの長時間の着用は児童にとって負担であるとの判断に基づく。BT-Drs., S.22. <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/023/2002356.pdf>>

⁸ *ibid.*, S.21. <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/023/2002356.pdf>>

⁹ „Infektionsschutzgesetz,“ 2022.9.16. Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/plenum/bundesrat-kompakt/22/1024/1024-pk.html#top-65>>

¹⁰ 公共交通機関の乗務員については医療用マスクの着用を義務付けることができる。また、余暇・文化・スポーツ施設及び飲食店においては、陰性証明書を持する者等のマスク着用義務が免除される。

¹¹ „BVKJ-Präsident Dr. med. Thomas Fischbach kritisiert eine geplante Regelung im Infektionsschutzgesetz,“ 2022.9.2, Kinder- und Jugendärzte im Netz website <<https://www.kinderaerzte-im-netz.de/news-archiv/meldung/article/bvkj-praesident-dr-med-thomas-fischbach-kritisiert-eine-geplante-regelung-im-infektionsschutzgese/>>